

東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 名古屋サイトインキュベーションエリア使用内規

(趣旨)

第1条 東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 規程（令和5年度機構規程第19号）第5条第2項の規定に基づく東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 名古屋サイト（以下「名古屋サイト」という。）のインキュベーションエリアの使用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(管理運営)

第2条 インキュベーションエリアの管理運営は、名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部（以下「本部」という。）が行う。

- 2 インキュベーションエリアに管理責任者を置き、本部の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、インキュベーションエリアの管理運営に関する業務を掌理する。

(固定席及び個室)

第3条 インキュベーションエリアに、東海国立大学機構（以下「機構」という。）におけるベンチャー企業の育成を支援するため、固定席及び個室を置く。

(使用の資格)

第4条 インキュベーションエリアを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 機構の職員及び機構が設置する国立大学（以下「大学」という。）の学生（申請日の1年前の日以後に学生であった者を含む。次号において同じ。）のうち、起業を志向する者
  - 二 大学の学生が設立したベンチャー企業
  - 三 機構の研究成果を活用し、又は活用予定であるベンチャー企業
  - 四 その他管理責任者が適当と認めた者
- 2 個室を使用できる者は、前項第2号から第4号までに掲げる者のうち、法人格を有する者に限るものとする。

(使用の申請)

第5条 インキュベーションエリアを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（別記様式1又は別記様式2）を提出し、管理責任者の許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、前条第1項第2号及び第3号に定めるベンチャー企業の申請は、設立後3年以内に限るものとする。

(使用の許可)

第6条 管理責任者は、東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 名古屋サイト インキュベーションエリア審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、前条の申請を適当と認めたときは、必要な条件を付して使用を許可するものとする。

(審査)

第7条 審査委員会は、申請者から提出された申請書に基づき審査するものとする。ただし、審査委員会が必要と認めたときは、申請者に関連資料の提出、面接等を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(使用期間)

第8条 使用の許可を得た者（以下「使用者」という。）がインキュベーションエリアを使用できる期間は、2年以内とする。

(使用料)

第9条 インキュベーションエリアの使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の徴収)

第10条 使用料の徴収は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

- 一 使用者が機構の職員である場合 原則として予算又は費用の振替によること。ただし、政府補助金等から徴収する場合においては、本学の発行する納入依頼書（以下「納入依頼書」という。）によること。
- 二 使用者が機構の職員以外の者である場合 納入依頼書によること。

(使用の終了又は変更)

第11条 使用者は、使用期間の終了日前にインキュベーションエリアの使用を終了し、又は使用の許可を得た内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を管理責任者に申し出て、その承認を得なければならない。

2 前項に定める承認については、第6条及び第7条第1項の規定を準用する。

(成果の報告)

第12条 使用者は、使用期間終了時に、インキュベーションエリアにおいて行った業務の成果の概要を管理責任者に報告しなければならない。

(使用者の注意義務)

第 13 条 使用者は、この内規を遵守するとともに、名古屋サイトの施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で使用しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 使用者は、使用が許可された目的以外の目的のために施設等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第 15 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、インキュベーションエリアの使用許可を取り消すことができる。

- 一 使用者が申請書に虚偽の記載をしたとき。
  - 二 使用者がこの内規又は第 6 条の規定により付された使用の条件に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された使用者に損害が生じた場合においても、機構は、その損害を賠償する責任を負わない。

(原状回復等)

第 16 条 使用者は、使用が終了したとき又は前条第 1 項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状回復しなければならない。

- 2 インキュベーションエリアを所在地とする法人登記を行った使用者は、使用が終了したとき又は前条第 1 項の規定により使用許可を取り消されたときは、所在地を変更したことを示す書面を管理責任者に速やかに提出しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 18 条 インキュベーションエリアの使用に関する事務は、名古屋大学教学事務部門研究協力部において処理する。

(雑則)

第 19 条 この内規に定めるもののほか、インキュベーションエリアの使用に関し必要な事項は、名古屋大学ナショナルイノベーションコンプレックス及び東海国立大学機構 Tokai

Open Innovation Complex 名古屋サイト運営委員会の議を経て、管理責任者が定める。

附 則  
この内規は、令和6年4月16日から施行する。

別表

区分	月額（税込）
インキュベーションエリア（固定席）使用料	25,000 円
インキュベーションエリア（個室）使用料	70,000 円